

広報

# えびな

1/15日号

「あなたのフィールドへ。海老名市」

新政策・都市ブランドの創出事業を展開中!

編集・発行 海老名市役所 市長室

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

代表 046(231)2111 FAX 046(233)9118

http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、海老名市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。

問 同センター (046-237-3001)

問 政策事業推進課(046-235-4574)



国民年金には、老後の生活を保護する「老齢年金」だけではなく、一家の働き手が亡くなつた際に支給される「遺族基礎年金」もあります。また、20歳前の交通事故や病気、またはスポーツでのけがなどで障がいが残つ

れる老後や、生活の安定を損なう「万が一」に備え、保険料を出し合い、加入者同士が互いに支え合う制度です。

**国民年金には、遺族年金・障害年金もあります**

## 20歳になつたら 国民年金



20歳を超えてても、学生の方や経済的な理由で保険料の納付が困難な方には「学生納付特例」や「保険料免除」などの制度がありますのでご活用ください。

20歳を超過した方に、20歳から「障害基礎年金」が支給される場合があります。ただし、これらの年金の支給を受けるには、必ず国民年金制度に加入し、保険料をきちんと納めることができます。保険料の納め忘れにご注意ください。

20歳を超えたたら忘れずに、20歳を超えた際に支給される「国民年金」に加入しましょう。

国民年金への加入は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に法律で義務付けられています。20歳の誕生日に、日本年金機構から資格取得届書・年金手帳・国民年金保険料納付案内書が届きます。これらを持参し、市の窓口または、年金事務所で手続きをしてください。(会社員や公務員の方は、厚生年金や共済組合に加入しているため、手続きは必要ありません)。

### 便利になりました

保険料の支払いが、コンビニでも出来るようになりました。

### 今は保険料の納付が難しい方は免除申請を

学生の方や経済的に保険料の納付が困難な方はお金の余裕が出来た時点で、後から納付することも可能です。詳しくはお問い合わせください。

◆国民年金に関する詳細は左記までお問い合わせください。  
◆厚木年金事務所 (046-223-9082)  
◆市保険年金課 (046-235-4596)。

## 年金は老後のため、だけではありません

[日本年金機構] http://www.nenkin.go.jp/

※再生紙・環境インクを使用しています